

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年10月5日（火）午後1時28分

2. 開催場所 久御山町役場 5階 会議室 51、52

3. 出席委員

1番	村	田	正	己	
2番	山	口	吉	広	
3番	久	乗	清	和	
4番	上	田	幸	子	
5番	上	田	隆	健	
6番	中	村	日	出	美
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	石	塚	義	博	
10番	辻	村	忠	雄	
11番	南		和	弘	
12番	芳	川	清	志	
13番	林		勉		
14番	森		一	博	
15番	井	上	文	彦	
16番	神	原	均		
17番	内	田	孝	司	
18番	川	嶋	久	治	
19番	吉	田	武		
20番	林		吉	一	

(事務局長)

みなさま、こんにちは。それでは、令和3年第10回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる9月27日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略をいたします。

1番 村田委員

3番 久乗委員

7番 田中会長

19番 吉田委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（3条許可） 2件

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）6件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権移転）2件

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員の指名をいたします。9番の石塚委員、10番の辻村委員、どうぞよろしく願いをいたします。

それではさっそくですけれども、議案第1号から審議をお願いをいたしたいと思っております。議案第1号農地法

(会長)

第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それでは、議案第1号の案件について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号13と受付番号14の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。本件該当地については、特に問題のないものと思われれます。以上です。

(会長)

続きまして、議案第1号受付番号13の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号13について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号13、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

生前贈与の案件です、よろしいですか。それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第1号受付番号13を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

(会長) 続きますして、議案第1号受付番号14の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号14について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長) 議案第1号受付番号14、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、それでは採決に入りたいと思います。

議案第1号受付番号14を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きますして、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

まず、議案第2号受付番号87から受付番号90について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員) 議案第2号受付番号87から受付番号90の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●委員)

本件の該当地について、受付番号 87 から受付番号 89 は、特に問題ないものと思われます。

受付番号 90 については、パイプハウスを建設中ですが、周辺農地に影響はないものと思われます。以上です。

(会長)

それではまず、議案第 2 号受付番号 87 の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 2 号受付番号 87 について議案書 5 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第 18 条調書については、議案書 6 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 3 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 2 号受付番号 87 について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 87 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号受付番号 88 と受付番号 89、この 2 件につきましては、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号88について議案書7ページ上段をご覧ください。

次に、議案第2号受付番号89について議案書7ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書8ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページと5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号88と受付番号89について説明がありました。この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号88と受付番号89について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号90の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号90について、議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書10ページをご覧ください。

その第18条調書の第3項第2号イの全部効率利用のところ、「借人の経営農地は全て適正に管理され

(事務局)

ており、保有している機械の能力、農作業従事者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。」についてですが、農作業従事者の状況等を見させていただいて、見込まれないと判断し、バツとさせていただきます。

また、所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号90、この案件につきまして、事務局から説明がございました。この件について、何か皆さん方からご意見ご質問はございませんか。

はい、●●●●委員。

(●●●●委員)

今のところでございますけども、第3項第2号イが不適合というふうに理解したらいいんですかいな、その部分が。

(事務局)

そうですね。農作業従事者として見させていただいて、効率的に利用できるものとして見込まれないということで、判断をさしていただいています。

(●●●●委員)

そういうことで、農業委員の皆さんが判断されるっちゅうことでいいんですね。

(事務局)

そうです、はい。

(会長)

そのほか、何かご質問等ございませんか。よろしいですか。

はい、●●委員。

(●●委員)

今の第3項2号イやね。

(事務局) これは●●●●●●●●●●としての耕作面積ですね。

(●●委員) これはそうですか。

(事務局) ●●●●●●●●分が入ってるわけではないです。●●●●●●●●だけの分です。

(●●委員) 入ってるわけではないでしょ。そしたらなおのことね、ここの耕作面積の判断も別人格でしてるということにはなれへんのかなと思っててね、ちょっとしっぽりいかへん、だいたい言うてはることはわからんことはないですけど、ただ、その判断でいいのか、借人の経営農地はすべて、ここの借人のね、判断がこれでいいのかというのがちょっとわかりにくいんですけど、ちょっと疑問だけで、それ以上ちょっと言いませんけど。

(事務局) はい。

(会長) そのほか、何かご意見等ございませんか。あればちよūdaiをいたしたいと思います。

はい、●●●委員。

(●●●委員) ちょっと今の続きなんですけど、関連ですけれども、名前変えてええねんやったら、何か問題起こったらずぐ名前変えて、その名前で登録したらいけんのちやうの。

(事務局) そうですね。

(●●●委員) そういうふうにとれるわね。

(事務局) そういうふうにとれますね。

(●●●委員) 次から次、名前変えて登録したらなんぼでもできる
っちゅうことになりますよ。その辺を判断して、農業
委員の方が判断してもらわな、そら。

(会長) はい、色々ですね。

(●●委員) 最後もう一点だけ。

(会長) はい、●●委員。

(●●委員) ちょっと今のもわかるんですけども、この判断で、
例えばどちらかの農業委員会とかね、ちょっとこう、
相談されたということはないんですかね。この借人て
いう法人格が別の場合の判断の仕方ですけども。今現
在は町独自の判断ということですかね。

(事務局) そうですね、うちのほうは実態として、代表者が同
一ですし、指揮をとってるっていう部分でも、この代
表者が両会社に対して指揮をとってますし、そういう
ところから見させてもらってますね。

(●●委員) ちょっと法律上の判断ですんで、できたらなんか、
そういうような情報を京都府とかに確認されたほう
がいいかなっていう気はします。

(事務局) はい。

(会長) ●●委員。

(●●委員) ちょっとこれ、あの僕が勘違いしてるかもわからへ
んねんけども、ひとつは名前が変わったということ
で、片一方の●●●●●●●●●●と違って、●●●●●
●●●には耕作するだけの人数の人がいたら適
正やと、しかし同じ人数、名前を変えてした場合に、

(●●●委員)

たとえば、前回のその借りてる部分を●●●●●●●●●●やと、借りてはんのは。これは●●●●●●●●●●で出てきたと、同じ人やねんけども、関係がないと見たらええもんなんか、やっぱり関連性のあるもんなんか、そこらが今言うてる、名前は変えて次々やっていかはるなんていうのも、これも問題もあるけど、僕は今これ、ペケ付けたあんののは、適正に管理されてないっていうのは、そこらのどうもクリアされてないのが適正ではないという判断できてるんですけどね、けどどちよっところ、話がおかしなってきたさかい、ちよっど手を上げさせてもらいましたけども。

(事務局)

そうです、はい。

(会長)

はい、その他、何か。

(●●●●●委員)

これ造成のほうは、埋め立てのほうは、●●●さんがしたんですね。そしたらこれ、坪単価、単あたり三万円いうのは、これで合うんですかね。工事してはりましたやろ。

(事務局)

はい。

(●●●●●委員)

●●●さんが。ほなこれ、年間九万円で合うんですか。

(事務局)

金額的なところでということですかね。そこは双方でのお話になってきますし、うちからその金額が適正かっていうのはちょっと難しいかなとは。

(会長)

その他、何かご意見等あればちょうだいいたしたいと思いますが、どうでしょう。

(●●委員)

どっち側の判断をさしてもうて、賛成とかあれ、手あげたらええの、これ。今、言うてるふたつの問題がでてきたというのは、法人をふたつに変えてやってるちゅう問題と、前のあれは、それがあさかいにこれをしたるといので、私らに賛成を求めはったと思うんですけども、どっち側を、両方の判断いくのか。

(事務局)

現時点で、農作業従事者の状況見さしてもらって、経営農地すべてに●●●●●●●●のほう为正しく管理されてない部分もあるのでっていうような判断でうちはバツとさしてもらってます。そこを見てもらえれば。

(●●委員)

ほな建物やね、経営ていうよりも。

(事務局)

そうですね、建物ですね。

(●●委員)

建物のほうやね、そやね。それがあから、これはあれやのに、こちらにいくのかという判断で手上げてええか。そっち側のほうやね、わかりました。

(事務局)

そうです、はい。

(会長)

その他、●●委員。

(●●委員)

すみませんね、あのしつこいんですけども、これのこれからの採決、農業委員で採決されると思うんですけどね、これ、法に基づく決定なんですね。その時に、仮に否決された場合、この不服申し立てとか異議申し立て、例えば行政不服審査法とかの関係でね、これの相手方っていうのは農業委員会なんですよね。その時にどういう、そういうなことも考えられるんですかね。仮に否決した場合の話なんですけどね。当然そういうなことも行政のあれですんで、考えといて対応し

(●●)

●●さんの、今回は●●●●●●●●さんは関係ないんですけども、●●●●●●●●さんと経営者、代表者が同じという扱いの中ですね、足を引っ張るわけじゃないんですけど、やはり総合的に、やっぱり考えていく必要があるのかなというふうに私は思っております。そのほか、何かご意見等ございませんか。はい、●●委員。

(●●委員)

以前から問題になってる●●●●の件ですけど、その後の進展というか、解決というか、それは目途とかわついたんですか。

(事務局)

今、目途はついてます。目途はついてるというか、実際、山城北土木事務所の方にも是正計画も正式に提出されて受理もされてますし、今、まあその是正に向かったの手続きであつたりっていうのは、山城北土木事務所、また、うちの農業委員会の事務局とも手続きを進めていくかたちで、対応はさしてもらってます。

(●●)

私のあれなんですけど、向こう、●●●●●●●●さんがですね、解決すれば特に問題はないような案件だと思うんです。ただ、今、総合的に見て、向こうのほうが少しですね、まだ滞ってる、で、今、事務局からございましたようにですね、●●●●●●●●さんのほうも、少し前向きに取り組んでいただいておりますので、もう少したてば解決するのかなという気もするんですけども、そのへんの状況もやっぱり考える必要もありますし、今、ちょっと出てましたように、少し時期が早かったかなという気もするんですけども、解決をされましたら別にですね、この●●さんのこの案件につきましても、特に農業振興から考えるとですね、やはり前向きに取り組んでいただくといいのも、地域の特産品も開発するということでございますので、いいんじゃないかなというふうに思っております。少

(●●●) し、どうです。ちょっと悩ましい案件なんですけども。よろしいですか、もう意見ございませんか。

(●●●委員) もう1回だけ。

(会長) はい、●●●委員。

(●●●委員) ちょっとだけ言わせてもらう。あの私ら思うてんのはね、やったもん勝ちというのはね、一番かなわんのですよ。やって終わってしもて、そんでいいんやというのになってしもたら、やったもん勝ちいうことで、いやらしい言い方やけども、ただ、そういうな言い方なるけども、それが次からどのぐらいに、なんせやってから、あとからでもどうもなかってんやったらやったもん勝ちやと。今までまともな所やったらしっかりやってくれてはるけど、他のとこでね、なんせ、やったらいいんやと、やってもうて、後から判断してもらおうというんやったら楽でよろしいわ。それだけのことです。

(会長) 他はございませんか。今、●●●委員が言われたような、ぶっちゃけた話、そのとおりに言われる話なんですけども、よろしいですか。

あの地域的にですね、他の方々もこれをいろいろと注目されてる案件だというふうに思っておるんですけども、どういうふうにされていくのかというのが一番注目されているような状況です。その中で皆さん方のご判断を経て、これから採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

よろしいですか。もう意見はございませんか。それでは、皆さん方からいろいろとですね、ご意見をちょうだいをいたしました。それでは、この案件につきまして採決に入りたいと思います。

(会長)

それでは、採決に入ります。議案第2号受付番号90について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手なし。よって、この件につきましては、否とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第2号受付番号91につきましては、●●委員に対する案件でありますので、農業委員会に関する法律第31条の規定により議事参与の制限によりまして、退席のほうをよろしくお願いをいたします。

(●●委員 午後2時2分 退席)

(会長)

それでは、議案第2号受付番号91の案件につきまして、まず現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号91の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題のないものと思われれます。以上です。

(会長)

続きまして、議案第2号受付番号91の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号91について議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書12ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号91の案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、それでは採決に入ります。

議案第2号受付番号91について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後2時3分 入室)

(会長)

これから審議をしていただく議案第2号受付番号92につきましては、●●委員に関する案件ですので、議事参与の制限によりまして、退席のお願いをいたします。

(●●委員 午後2時3分 退席)

(会長)

それでは、議案第2号受付番号92の案件について、現地調査の報告をお願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号92の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題のないものと思われれます。以上です。

(会長)

続きまして、議案第2号受付番号92の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号92について議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

なお、貸し手については14ページの別紙をご覧ください。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書15ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号92について、何かご意見ご質問ございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第2号受付番号92について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後2時5分 入室)

(会長)

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題といたします。

議案第3号受付番号15と受付番号16の案件につきましては、関連する内容ですので、まとめて審議をします。

まず、現地調査の報告をお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号15と受付番号16の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われまます。以上です。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号15と受付番号16について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号15について、議案書16ページ上段をご覧ください。

次に議案第3号受付番号16について議案書16ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書17ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号15と受付番号16、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号15と受付番号16について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議につきましては、これで終わりたいと思います。なお、本日は報告案件はございませんので全員協議会のほうに移らせていただきます。

午後2時8分 終了